

第2章 基本計画の概要

第2章 基本計画の概要

1 基本的な考え方

日本国憲法は、すべての国民の基本的人権を保障し、男女平等をうたっています。また、男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つを基本理念 に掲げています。

男女共同参画社会は、女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことによって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会です。

そうした社会の実現のため、社会的、文化的につくられた性別概念から解放され、自分らしい生き方ができる社会づくりのため、新上五島町においては、次の3つを基本理念とし、施策を推進していきます。

男女共同参画社会に向けた意識づくり

家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

だれもが安心して暮らせる環境づくり

2 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、この期間内であっても随時必要な見直しを行うこととします。

3 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第1項の規定に基づく計画であるとともに、今後5年間の男女共同参画を推進するための基本的な指針となるものです。この計画は、平成18年3月に策定された「新上五島町総合計画」の基本計画における男女共同参画分野の基本的な指針を示すものです。

5つの基本理念（男女共同参画社会基本法から）

男女の人権の尊重（第3条）

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

国際的協調（第7条）

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

4 計画の体系図

